



東北運輸局福島運輸支局
プレスリリース

《発表記者会：福島県政記者クラブ》

令和3年7月27日
国土交通省 東北運輸局 福島運輸支局

一般貸切旅客自動車運送事業者に対し文書による警告を發しました。

令和3年5月25日及び同年6月11日に東北運輸局福島運輸支局が下記の一般貸切旅客自動車運送事業者に対し監査を実施したところ、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められたため、福島運輸支局長は文書による警告を發しましたのでお知らせします。

なお、警告書の交付については、本日、当運輸支局において行いました。

記

1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者：昭和タクシー 株式会社 代表取締役 安齋 文彦
(法人番号：2380001009397)
福島県二本松市成田町一丁目753番地の3

営業所：本社営業所
福島県二本松市成田町一丁目753-4, 753-5

2. 行政処分等年月日 令和3年7月26日

3. 行政処分等の概要

(1) 文書警告

4. 違反の概要

(1) 運転者に対する指導監督義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)

以上

《問い合わせ先》

東北運輸局 福島運輸支局 輸送・監査部門
担当：小幡、大友

Tel：024-546-0345